

第3次久米島町地域福祉統合計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、久米島町が発注する第3次久米島町地域福祉統合計画策定業務委託（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するため行う公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

第3次久米島町地域福祉統合計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、令和8年度において計画期間が終了する「第2次久米島町地域福祉推進計画」をはじめ、従来の分野別に策定されてきた各計画を統合し、計画の一体的な策定を行うものである。高齢者や障がい者といった枠組みを越えて、すべての町民が住み慣れた久米島で自分らしく安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を構築することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第3次久米島町地域福祉統合計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) 契約締結までの流れ

- ① 参加申込書（様式2）の提出があったものについて、参加資格の有無を確認します。
- ② 参加資格を有する者より、企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。
- ③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとします。

(6) スケジュール

| 項目 | 実施期日 |
|------------------|-------------------------|
| 1. 公募開始（公募要領の公表） | 令和8年7月1日（水） |
| 2. 質問受付期間 | 令和8年7月1日（水）～令和8年7月7日（火） |
| 3. 質問回答 | 令和8年7月9日（木） |
| 4. 参加申込書提出期限 | 令和8年7月16日（木）午後5時 |
| 5. 参加資格審査・通知 | 令和8年7月17日（金） |
| 6. 企画提案書提出期限 | 令和8年7月21日（火）午後5時 |
| 7. プレゼンテーション | 令和8年7月23日（木）午後予定 |
| 8. 選定結果通知 | 令和8年7月24日（金） |
| 9. 契約予定日 | 令和8年7月下旬 |

3. 見積上限額

見積上限額は、13,090,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- (1) この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものとする。
- (2) 採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求める。

4. 参加資格

募集の参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体とする。

- (1) 仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 募集開始の日から参加申込書の提出締切までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (5) 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- (6) 沖縄県内に本社又は支社、営業所を有すること。
- (7) 募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて久米島町と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (9) 過去に、他の自治体を含め、地域福祉計画等の福祉関連計画の策定業務の受託実績があること。

5. 質問及び回答

応募方法及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出期限 令和8年7月7日（火）午後5時まで
- ② 提出書類 質問書（様式1）を使用すること。
- ③ 提出方法 電子メールにて
- ④ 提出先 fukushi@town.kumejima.lg.jp

(2) 回答方法

質問に関する回答は、令和8年7月9日（木）までに久米島町ホームページに掲載する。
なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とする。

6. 参加申込書等の提出及び参加資格審査

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出
- ③ 提出先 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地 久米島町福祉課

(2) 提出書類

| | 提出書類 | 様式等 | 留意事項 |
|---|-------------------------------|---------|-----------|
| 1 | 参加申込書 | 様式2 | |
| 2 | 誓約書 | 様式3 | |
| 3 | 会社概要 | 様式4 | |
| 4 | 実績書 | 様式5 | |
| 5 | 登記事項証明書（写し可） | | 発行から3か月以内 |
| 6 | 直近事業年度の決算書 （貸借対照表、損益計算書など） | 任意様式 | |
| 7 | 納税（完納）証明書（写し可） | 国税及び地方税 | 発行から3か月以内 |

(3) 参加資格の確認

参加資格要件を満たすか確認を行い、令和8年7月17日（金）までに参加資格審査結果を、メールにて通知する。

7. 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出
- ③ 提出先 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地 久米島町福祉課
- ④ 企画書の作成方法

【別紙1】企画提案書作成要領をご参照下さい。

(2) 提出書類

| | 提出書類 | 様式等 | 部数 |
|---|-------|-----------|---------------|
| 1 | 企画提案書 | 様式6 | 7部（正本1部、副本6部） |
| 2 | 企画書 | 任意様式 | 〃 |
| 3 | 見積書 | 任意様式又は様式7 | 〃 |

※上記書類を1～3の並び、1部単位でA4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付すること。

8. 企画提案の審査方法及び評価基準等

(1) 審査機関

審査は、久米島町職員及び久米島町社会福祉協議会職員で構成する審査委員会にて、企画提案の審査及び評価を行う。

(2) 審査委員会

審査委員は6名以内とする。また、審査委員会は、本業務に係る契約優先交渉権者の選定完了をもって終了とする。

(3) 審査方法

企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い選定する。

※事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関して公表はしない。

(4) プレゼンテーション審査について

① 日時：令和8年7月23日（木）午後予定 ※詳細な時間は別途連絡する。

② 場所：久米島町役場2階会議室

③ 留意点

ア) プレゼンテーションの順番は企画提案書等の受付順とする。

イ) 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

ウ) 審査は非公開で行い、1事業者毎の呼び込み方式とする。

エ) 実際に携わる担当者が説明するものとし、時間は1事業者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

オ) 審査会場への入室は2名以内とする。

カ) プロジェクター・スクリーン以外の必要な物は持参すること。

(5) 評価項目

【別紙2】企画提案審査評価基準による

(6) 評価方法

① 評価項目に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点（少数第2位を四捨五入）をもって得点とする。

② 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。

③ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の優先交渉権者とする。

④ 上記③において、同点により優先交渉権者とすべき者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議の上、優先交渉権者を選定する。

⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者として契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

9. 欠格事項

次のいずれかに該当した者は欠格とする。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた場合
- (2) 募集要項、企画提案書作成要領に定める事項に故意に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要項に定める方法以外で町職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められる場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

10. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者全員に通知する。
- (2) 優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者及び次点者名を本町ホームページにて公表するものとする。
- (3) 審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

11. 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について
 - ① 契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
 - ② 本町との協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合には、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。
- (2) 協議の成立
 - ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進めるものとする。
 - ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始するものとする。
 - ③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」とする。
- (3) 見積書の徴取について
 - ① 協議後、受託候補者から契約締結に伴う見積書を改めて徴取する。
 - ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

12. 契約に関する基本事項

契約保証金は久米島町契約規則第7条第1項第10号の規定により免除とする。

13. その他

- (1) 対象経費について
本事業に対する対象経費は、以下のとおりとする。
 - ① 事業費
本業務の実施に係る一切経費（賃金、旅費、手続きに関する経費、ほか必要経費）は事業費に含むものとする。受託者が支払う賃金等の、消費税が含まれていないものについては、

その額を事業費として計上し、消耗品費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上すること。

② 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率10%分を加算するものとする。ただし、受託者が消費税法上の免税事業者である場合はこの限りではない。

なお、消費税の計算につき、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(2) 留意事項

- ① 企画提案は1事業者につき、1提案であること。
- ② 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とし、提出していただいた企画提案書は返却しない。
- ③ 提出された書類は、情報公開請求があった場合には、久米島町情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開する場合がある。

14. 問い合わせ先・応募書類提出先

久米島町役場 福祉課 担当：前原

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

電話：098-985-7124

FAX：098-985-7120

E-Mail：fukushi@town.kumejima.lg.jp

【別紙 1】

企画提案書作成要領

次の要領に沿って資料を作成すること。

- 1 名称：第3次久米島町地域福祉統合計画策定業務委託企画提案書
- 2 企画提案書の規格等：企画提案書は以下に沿った方法で作成すること。
□表紙などを除いて20頁以内 □A4版カラー・片面印刷 □長辺綴じ
- 3 提案項目及び記載内容：企画提案書は、概ね下表に沿った内容で具体的に作成すること。

| 記載順 | 提案項目 | 記載内容 |
|-----|------|--|
| ① | 基本事項 | <p>【事業者概要・実績】</p> <ul style="list-style-type: none">・提案者の基本情報、事業内容、実績を記載すること。 <p>【実施体制・遂行能力】</p> <ul style="list-style-type: none">・従事するスタッフの実務経験や人員体制を示すこと。・実施スケジュール案を示すこと。 |
| ② | 企画提案 | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none">・仕様書の内容を網羅した内容とすること。・計画を1つに統合する基本的な考え方、取組方針を示すこと。 <p>【久米島町の現状把握】</p> <ul style="list-style-type: none">・現時点で把握できる本町の現状に対する分析や具体的な解決策に関する考え方を示すこと。 <p>【各種施策、計画との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none">・国や県、久米島町における各種計画、施策との整合性が図られる内容であるか、具体的な施策や該当箇所を挙げて示すこと。 <p>【庁内外組織の運営支援について】</p> <ul style="list-style-type: none">・支援の手法、内容について示すこと。 <p>【進捗管理手法】</p> <ul style="list-style-type: none">・進捗管理方法について具体的な手法を示すこと。 <p>【独自提案】</p> <ul style="list-style-type: none">・本業務をより効果的に実施するために必要と考えるもの（独自提案）を提案すること。 <p>【価格】</p> <ul style="list-style-type: none">・提案が本業務の提案上限の範囲内で実施できるよう提案すること。 |

【別紙2】

企画提案審査評価基準

| No. | 評価項目 | 評価の視点・基準 | 配点 |
|-----|-----------------|--|----|
| 1 | 業務実績 (25点) | 業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。 | 15 |
| | | 長期に渡り、安定的に事業執行できる経営状況であり、計画通りの事業執行を行う能力を有しているか。 | 10 |
| 2 | 業務実施体制 (15点) | 管理者や担当者等が本業務に関係する資格や実績を有しているか。 | 5 |
| | | 業務の実施手法やスケジュールは適切であるか。 | 10 |
| 3 | 企画提案内容 (50点) | 本業務の趣旨を理解し、目的に沿った考え方が提案されているか。 | 5 |
| | | プレゼンテーションは分かりやすく、提案内容に具体性、実現性があるか。 | 5 |
| | | 本町の地域福祉の実態や課題を理解し、現状に関する認識や課題が妥当であるか。また、具体的な解決策や考え方が示されているか。 | 10 |
| | | 総合計画や各種施策に関するその他の計画と整合性が取れた計画が期待できる提案となっているか。 | 10 |
| | | 庁内外組織の運営支援や進捗管理方法について、具体的な取組方法が示されているか。 | 10 |
| | | 分野横断的な視点をもって、本業務を効率的に実施できる提案となっているか。 | 10 |
| 4 | 見積価格 (10点) | 提案内容に対して妥当な見積であるか。 | 10 |